ニューズ

坂田

戦後炭鉱資料（宮崎文庫）
4552

大学図書
ひらの

専従者給与小委員會答申書

40.6.7 第三部懇会 資料

四十年度第二回懇話会の決定に基き、専従者給与小委員会を六月十四日に開催した。
慎重審議の結果、左記の結論をみたので答申する。

専従者給与小委員会構成

委員長　新野政弘
副委員長　塚本徳太郎
委員　藤林藤男
〃　安河内政之
〃　三・又邦男
〃　今若秀夫
執行部　坂田鉄雄
〃　矢野頭
〃　相場繁

一、専従者給与

従来、専従者給与については組合員に準じてベースアップを行つて来たが、（三十八年度はアップは行つていない）

今回は専従者給与系体に付きあらゆる角度から再検討し慎重に審議した。

（考え方）

組合運営は健全財政と組織強化が基本であることは論をまたない。したがつて本委員会もこの考えに立つて論議をした。

組合費収入と人件費の比率については五〇%程度に押えることを目途とした。

（注）　三十八年度　五八・一%　　三十九年度　五二%

1、全職員二月～四月間の実績（平均二一方）は一・五三三円となる。したがつて執行部の場合一方数を二五方として、一・五三三 × 二五 ＝ 三八・三二五円（含棚上）となる。

2、今期七〇円のベースアップは、全職員二月～四月間の実績（平均二一方）は一一三円となる。したがつて、一一三 × 二五 ＝ 二・八二五円（含棚上）となる。

これを前記額と合算すれば、三八・三二五十二・八二五＝四一・一五〇円（含棚上）となり、この額を基礎として左の通り展開する。

給与 ＼ 部門	執行部	13%棚上額	13%棚上後
組合本部	43,500	5,655	37,845
職員部	42,000	5,460	36,540
機関紙部	40,000	5,200	34,800
〃 支部	38,500	5,005	33,495

二、職員給与

職員給与については、組合員に準じて四月一日以降ベースアップすることとする。

尚、タイピストについては、特別手当として五〇〇円を新設した。

三、賃金補償

賃金補償の本質からいつて根本的に検討を要するが、時間的な問題もあつたので、今期は現行に一一三円を加算することとした。税金等の問題もあるので来期に根本的に検討する要がある。

尚、長期商（オルグ等）に及ぶ賃金補償については次の手当算出委員会で審議する。

直接夫	一、五六四円
間接夫	一、四一〇円
坑外夫	一、二二九円
その他坑外夫	八八七円

以上実施については、四月一日に遡及する。

おおのうら
543号
員島大之浦
炭鉱労働組合
発行人　坂田鉄雄
編集責任者　上岡光夫
福岡県糸島郡志摩町新宮牟田(電)124

参院戦、選ぶのはただ一つ!!

炭労緊急大会報告かくにん
保安監督員補佐員選出方法で論議
第二回臨時総会　6月11日

昭和四〇年度の新代議員選出後はじめての臨時総会を六月一一日午後二時半より開いた。

はじめに日産建設の放置裏氏並びに山野の三七名の殉職者に対し一分間の黙祷を捧げた。

議題は①炭労四五大会報告②監督員補佐員選出方法③防災指揮員選出方法④予算及び給与小委員選出の五件。

賞恤金員選出の災害報告、山野災害報告の厚生年金改正の説明など議案は多かったが、年後六時全議題を終了した。

総会は冒頭投田組合長より全執行委員を代表し、新執行部発足に当っての決意表明、挨拶を述べ、多賀合を重しようと意志統一した。

就任のご挨拶

政転の恩恵うける日まで

組合長　坂田鉄雄

貝島労組は過去数々の試練を前進させなければならない。

政府の石炭政策が合理化の強行を求め、大災害を引き出している。(三池・北炭夕張・伊王島・山野の爆発等)

我々は、生命を守る斗いの主と反合理化斗争を斗いの主目標において斗いはいるが、政策転換斗争を「政策の欠陥」と弱点一を衝きながら、一つとなって集団指導制の下で的に石炭の進力方向を示し、真の大衆斗争路線で斗い

締と困難にも負けず、自らの生活と生命を自らの手で守るとう炭鑛労働者本来の主性を持ってねばり強い斗いを組織し、地道ではあるが少一歩と成果をあげてきた。

そのような自信のなかから生命と生活と権利を守る決意を固めたい。

たしかに炭価の引上げ等の強行を求め、表面、石炭の生産は好転のキザシがあるが少一歩と成果をあげてきた。

そのうちに合理化によって自立の方向を求めるとうとする傾向が、組合員の間に空気さえある。(三菱鉱業の個別、高松の合理化等)

ことは生命と生活と権利を守るための大前提である炭体制確立が当面の急務で災害の根源をたち切ることになると思います。

三池や北炭、伊王島、を青斗の犠牲者をただして山野のギセイ者をただしてこのような災害を繰返さないために、炭労の崩の力となってコロンにうったえ全力をあげて斗いを組織しなければならないと思います。

我が貝島も出炭体制順調にのびている。出炭好調のときにこそ全員が団結して斗争注意して災害をなくきない様にしなければならない。保安優先の中で出しこのことが合理化や大災害の根源をたち切ることになると思います。

参議院選挙、土期々末手当山野のギセイ者をただして、前同きの要勢で斗このような災害を繰返さないために、炭労の崩の力となってコロンにうったえ全力をあげて斗いを組織しなければならないと思います。

あくまでも大会という姿で政転斗争の意思に答えられず、具体的方針は次大会に持ってかかるとの決意がされました。

なお、六月一二日開いた臨時総会は、これを確認しました。

役員改選報告と代議員などの選出を
—第一回臨時総会—　5月31日

五月二十九日の役員選挙の結果、次の諸氏が当選の急務で災害の根源をたち切ることになると思います。

参議院選挙、土期々末手当山野のギセイ者をただして、前同きの要勢で斗このような災害を繰返さないために、炭労の崩の力となってコロンにうったえ全力をあげて斗いを組織しなければならないと思います。

我が貝島も出炭体制順調にのびている。出炭好調のときにこそ全員が団結して斗争注意して災害をなくきない様にしなければならない。保安優先の中で出しこのことが合理化や大災害の根源をたち切ることになると思います。

三池や北炭、伊王島、を青斗の犠牲者をただして山野のギセイ者をただしてこのような災害を繰返さないために、炭労の崩の力となってコロンにうったえ全力をあげて斗いを組織しなければならないと思います。

我が貝島も出炭体制順調にのびている。出炭好調のときにこそ全員が団結して斗争注意して災害をなくきない様にしなければならない。保安優先の中で出しこのことが合理化や大災害の根源をたち切ることになると思います。

参議院選挙、土期々末手当山野のギセイ者をただして、前同きの要勢で斗この

炭砿労働者の代表を国会へ!!

阿具根さん頑張れ

福岡県議　横田　肇

三池、夕張、伊王島と続いた大災害の悪夢がさめぬ間にまたしても山野において言語に絶する大災害をおこしました。日本の石炭産業はましく無政府状態だと云えます。

毎日の新聞紙上をにぎわしているベトナムの戦争で死んでいる兵士の数よりも日本の炭礦で死んでいる（殺されている）労働者の方が多いといわれています。

さすがのマスコミ（新聞テレビ、ラジオ）も今度ばかりは政府の政策のまずさや、経営者の保安サボを糾弾しています。

不幸な災害でしたが、今ら参議院全国区であるため、日炭多賀谷代議士ほどになじみがありませんが、今の私たち炭礦労働者にとっては欠くことのできない政治家です。

こうゆう重要な時期に参議院の選挙を迎えました。私たち炭礦労働者にとって絶対に敗けられない斗いです。斗いはすでに最後の追い込みに入っています。

阿具根さんはいうまでもなく炭礦労働運動の大先輩であり、「国会議員としても炭労から一番最初に送り出した政治家です。残念ながら、三期、夕張、伊王島と続いた大災害の悪夢がさめぬ間にまたしても山野において言語に絶する大災害をおこしました。日本の石炭産業はましく無政府状態だと云えます。

毎日の新聞紙上をにぎわしているベトナムの戦争で死んでいる兵士の数よりも日本の炭礦で死んでいる（殺されている）労働者の方が多いといわれています。

さすがのマスコミ（新聞テレビ、ラジオ）も今度ばかりは政府の政策のまずさや、経営者の保安サボを糾弾している

ニュース 5

〈昭和29年7月7日〉

敢斗空しく

阿具根候補（全国区）票足らず

宮田町得票数 三、九三七票

参議院選挙は終った。炭労公認阿具根候補の当選を期して「炭鉱労働者の代表を国会に送ろう」を相言葉に斗った参院戦の結果は、いま一息の追込みがさかず、惜しくも五四位（得票四一万七七八八票七四六当現在）に止まった。

参議院選挙は過去の投票率にも示されている如く、国民全体が緊迫した選挙という観があったが、今回は関心が高まり、殊にわれわれは相次ぐ合理化、炭鉱災害の続発により、石炭産業の安定を求める意欲の昂揚により、漸次政治に対する視野がひらけ、参院選への斗いは盛上りをみせ、ことに四五回炭労大会は組織固めのワンステップとして、この斗いを推し進めることを意志統一した。

しかし乍ら、炭労組織人員の激減は、全鉱、合化労連、全駐労などのあたゝかい支援にも拘らず、遂に参議院に代表を送り得なかったことを率直に認めなければならない。

われわれは、凡てを選挙斗争に切替え、組織を挙げて斗った。今後この結集された組織の斗う態勢をどうあらしめるか。

われわれはこの態勢を更に強化しながら、石炭産業をゼリ、生活と権利を守る方向に進まなければならない。

さし当まって、この斗う態勢を上期の期末手当斗争に持ち込む心構えが必要である。

今次の参議院戦に示された各級機関、青年会議、主婦会が階級性と現状認識の上に立って厳賞的にこの斗いを推進されたことに対し、感謝する次第である。

今次の参院選挙は佐藤保守政権の指向する戦争政策、物価の値上りに全国民が批判の高まりをみせた結果、社会党勢力は伸長し、民社と決を分った当時の議会勢力まで接回したことは、われわれの主張し、指向する方向に一歩一歩近づく可能性が芽生えつゝあると思う。

小野明候補（福岡地方区）初陣に凱歌

福岡地方区の小野明候補（炭鉱労組推せん）は初陣に凱歌を挙し、参議院に議席を獲得、労働者の代表として大いに活躍が期待される。

参議院選挙得票数（福岡地方区）

	三潟（社）	山田（民）	八重（共）	西久（自）	岩田（自）	三浦（社）	大蔵（社）	黒田	藤谷	組織票
三井郡	451	237	494	1233	492	1511	939	5359	9574	6794
筑紫郡	986	312	953	4013	780	5645	2356	15045	1332	7497
糸島郡	597	838	1039	4114	1875	1460	8203	5426	1175	7396
朝倉郡	354	116	141	1979	547	1863	480	4920	357	7396
嘉穂郡計	2388	1503	2629	9479	3694	10394	5035	33357	2519	7396

全国区 阿具根得票数

得票位 54位（52位まで当選）

全国 417788．福岡 73183．北海道 106860．東京 5247．東京都 3937

41.5.13 総会資料

炭労 春斗妥協

先行六社。春斗（賃金・退手・じん肺・保安）妥結

賃金（一方）七六円アップ

一、大手六社

中央六手六社（明治・古河除く）の賃金交渉は五月六日午前六時二五分了解点に達しストライキを解除した。

六、渉外二過……五月五日午後一時三〇分より事務折衝に入る。経営者は本日中に解決したいという考え方を明かにし、賃金を除く部分については分科会に移し、賃金については代表交渉を行った。

午後六時すぎ代表折衝をもった。そのなかで炭労は金額には固執申入れなどして極めて友好的でありながら、炭労には具体的数額も示さないと経営者の不誠意を追及した。

経営者は従来の考え方の基礎は変らず（七%）、炭労は従来の考え方にプラスしなければ解決にならないと主張、経営者側のトップクラスの交渉委員を出せとせまり午後七時に至り、三菱大槌・北炭真谷地、炭労山本、我妻のトップ交渉となり、経営者は炭労との隔り大きいので具体的数額が出せないと午後九時二〇分休憩に入った。

その後、代表折衝の結果、最終回答として七六円を提案、炭労はこれを検討の結果確認して六月午前六時二五分ストライキを解除した。

了解事項

一、賃金　四月以降　一方　七六円　外に解決一時金　一、五〇〇円

北海道手当　一月　六〇〇円

被護隊手当　同類　七一円

練習手当　一回　一三円アップ

二、退職手当・じん肺

1、健保日額の表現を使わず、基礎日額とする。

2、計算方法　四月―六月とし、九〇%とする。

3、頭打ち、二七級　六〇、〇〇〇円（現行　二五級　五二、〇〇〇円）

4、其の他は従来通り

5、協定期間　一ヵ年（昭和四一年四月―昭和四二年三月）

※　職員は今次解決に見合って別途協議

※　じん肺は、従来の労使間協定に炭労が入り、三者協定とする。

入院見舞金　二五〇〇円　退職見舞金　一〇〇日分　協定一ヵ年

三、保安要求

1、保安上不良個所の保安作業の賃金保障は昭和三九年協定を誠実に実施する。

2、隠蔽保障は一級一五万円　二級一〇万円　三級五万円

3、流産保障は、軍産六〇万円、妊婦特ウ八〇万円

4、大会決定事項（保安協議スト）　別途協議

401 320.8

一次 8000万　30億　60億 九州

◇到達グループ

明治・古河・西ス口・美唄、北炭三山（第二会社）

七二時間をおいて五月一〇日より無期限ストライキ

二、到達斗争

到達Aグループ（貝島・高松・竹島・明治・古河・北炭第二会社三山の到達斗争は先行六社の妥結後、直ちに開始されたが、会社側は当初到達グループが一つの屋根の下で交渉することを拒否する態度であったが、炭労の強力な申入れにより至当者同しぶ〳〵ながら集合的（日活ビル）対角線交渉となった。

しかし、管理炭鉱は三%と云う政策的な枠がカベとなり交渉は難航を極めた。

炭労は三%のカベを破るため会社との交渉さはラチがあれないと考え、枠を作った政府・石炭関係筋に対し先行各社なみに出させるよう井上石炭局長の出席を求め政治交渉を行いながら、九日ストライキを背景の交渉に入った。

(1) 第一回対角線交渉　九日午後八時より

（貝島支部）坂田・中村（炭労）荒・（会社）伊藤　大山

会　社～社長も入れて鉛筆検討中さあり、具体的な回答の段階でないので九時半頃まで待つてもらいたい。

組　合～待つのはいいが、再連投定時において大手並みという約束を守つてもらいたい。

役元問題も未解決の今日、回答の内容如何によつては強い決意で臨まざるを得ない。

六九万トン体制に入り出炭に協力しているし、ベースそのものが三社（高松・竹島・明治）より低い状態にある貝島について充分考慮するよう、会社も考えると共に、関係方面にも主張せよ。

会　社～協定当時の了解事項は充分承知しているが、石炭情勢が大巾に変化し考えてもいなかった明治高松・竹島等が極理炭鉱になった。

最近の出炭が良く非常に好調しているが、昨年上期までの大きな赤字が原因で政府資金も返済出来ず、全管理の一切について規制を受けているので会社独自で回答が出せない。

殿近の賃金ベースは他社に比較してそう悪くないと思う。

(2) 第二回対角線交渉　九日午後十一時より（出席、前回に同じ）

会　社～提案について検討中、関係有力者の意見があったのでおそくなった。会社の全理事情から組合の要求に応じられないが諸情勢を考慮して解決のため回答する。この案は斗一案であり、最終提案であると説明して次の提案を行った。

どこまでの協力をすればよいのか

一、賃金について

イ　基準賃金　一方当り三三円として本人給に加給する。

修正給は大手と同じ様に1/3程度とりたい。

二、退職手当について

イ、現在の健保標準報酬日額の名称を退職手当基礎日額に改める。

ロ、その他については現行通り

三、じん肺認定及び保安要求について

―中央六社協定通りへ別途協定書の中に記載）

組　合～協定との関係はどうなるのか。他の三社は協上は合していない。管理炭鉱の中でも格差をつけることになると反対し再検討をせよと主張した。

会　社―現実の問題として棚上げは生産復旧始として復元されている。
退手についても現在多額の未払金をかかえ、会社の力がないのであげられない。管理奨励の稗は出られない。
大手というが中小と同じだ・笑われる様な会社の実状であり、凡ゆる人の考見を入れた提案である。炭業貸は可愛いがない袖は振れないし、世間が許さん。今、同情を失ったら坂本案にのれない。従って再検討のしようがないと説明

組　合―我々方は不満だからもう一回努力せよと十日よりのスト通告書を手交した。

▽交渉団打合せ会談　五月十日午前二時三分
炭労　三浦・九州労委員長・多賀谷・阿具根武治・荷負・西ヶ口担当中執・明治・古河担当中執・明治・古河・興島・杵島・高松各組合長・担当部長　―出席―
各社の交渉状況、回答の内容について報告
※内容については全く不満であり、実力行使再確認をした。との直後問題解決のためトップ交渉を行いたいという申入れがあり交渉団はこれに応ずることにした。

▽交渉団打合せ会談　五月十日午前三時三分
山本交渉委員長よりトップ交渉の至迄について報告
山本・我妻、社長（興島・杵島・高松・明治）とトップ交渉を行ったが各社長の回答は各社の自力の範囲内で出来るだけの回答をしたが、関係方面とも話し合った結果問題解決のため、次の提案をとりたい。

一、一時金として協定当日の給与に対し、一二〇〇円（税込み）（四月末在籍者より長欠を除く）
二、特別一時金（退職見合分として）　五〇〇円（税込み）　明治・興島のみ　　400円

以　上

③　第三回対角線交渉　五月十日午前四時二〇分
坂田　荒　中村（幾浮）　伊藤　大山（会社）

会　社―トップ交渉を提示した内容を精一杯のものであり、理非了解してほしい。特に炭労山本委員長の申入れと関係方面の考慮もあって更に五〇〇円を公表せず支給することについて山元を話合いたい。

組　合―三三円アップ分の棚上げについてどう考えているのか。

会　社―低賃通り一二%棚上げの対象として計算する。

組　合―四月一日以降の復元問題についてスト中でもあり、更に至打ちをかけるように三三円迄も棚上げの対象とすることは絶対に認められない。

会　社―影響のない様に山元を話したい。

組　合―ここで明確にせよ、この問題だけでもストライキに突入すると通告

―交渉決裂―

▽交渉団打合せ
一、交渉経過について報告並に検討
二、明治―不満であるが了承する。　高松―同上
杵島―不満であるが了承する。内部の消化について検討する。
興島―三三円の棚上げ分については不満であり、実力行使突入を決意している。

▽ 貝島より回答 連絡、午前五時二五分

伊藤―坂田

会社―三三円については値上は計算の対象にしない。

▽ 交渉団打合せ会議（最終） 午前五時二〇分

内容については多くの不満があるが、これ以上の遅延は望めないと判断して会社提案を了解

一〇日午前五時三五分 ストライキを解除した。

尚、吉河は同日午前七時二〇分了解点に達し、ストライキを解除した。

大手会社九スト解除。

協定書

1. 給與賃金

(1) 賃金構成

前協定通りとする。

(2) 労働時間

前協定通りとする。

(3) 基準賃金

(A) 本人給

(イ) 本人給額に一方当たり次の平均額を加給する。

坑内員　三三円（税込み）

坑外員　三三円（税込み）

上記金額中には修正給を含むものとする。

加給方法並びに修正給額については、各社各山において協議決定する

(ロ) 本人給につき会社。組合双方が組み替えを必要と認めた各山においては、組み替えを行なう。

(ハ) 標準作業量

修正条項を含み前協定通りとするが、不合理なものについては、山元労使で協議決定し、その適正化をはかるものとする。

(B) 家族手当

額。支給条件。支給範囲とも従前通りとする。

(C) その他の基準賃金に関する諸事項については前協定通りとする。

2. 協定期間

昭和四一年四月一日より昭和四二年三月三一日までとする。

昭和四一年五月一〇日

諒解事項

1. 協定書記1.(1)の賃金構成については基準外賃金を含む。

2. 協定書記1.(2)の労働時間には、監督業務について従来各山において協議決定してきた慣行を含む。

3. 協定書記1.(3)(イ)の本人給額には本人給と認められる諸手当を含む。
4. 協定書記1.(3)(イ)の加給額は、修正給を除き一律加給とする。
5. 協定書記1.(3)(ロ)の組み替えについては、本人給実績財源をもつて行なう。

昭和四一年五月一〇日

議事録

昭和四一年五月一〇日付けの貝島炭鉱株式会社と日本炭鉱労働組合間の協定書記3.(4)(イ)に関し、会社。組合双方が必要と認めた場合は、坑内外の配分、財源交流を行なうことが出来る。

昭和四一年五月一〇日

協定書（解決一時金）

貝島炭鉱株式会社と日本炭鉱労働組合とは、解決一時金に関し、下記の通り協定する。

記

協定当日在籍鉱員（組合専従者、長欠者を除く）一人当たり平均一、〇〇〇円（税込み）を解決一時金として支給する。

配分並びに支払い方法については、別途会社組合間において協議する。

昭和四一年五月一〇日

協定書（特別一時金）

貝島炭鉱株式会社と日本炭鉱労働組合とは特別一時金に関し下記の通り協定する。

記

協定当日在籍鉱員（組合専従者、長欠者を除く）一人当たり平均五〇〇円（税込み）を特別一時金として支給する。

配分並びに支払い方法については別途会社組合間において協議する。

昭和四一年五月一〇日

退職手当に関する確認事項

1. 健康保険標準報酬日額の名称を退職手当基礎日額と改める。
2. その他の事項は従来の協定（付属覚書等を含む）通りとする。
3. 協定期間は昭和四一年五月一〇日より一年間とする。

昭和四一年五月一〇日

覚　書（保　安）

貝島炭鉱株式会社と日本炭鉱労働組合とは、昭和三九年五月二九日付け保安に関する覚書および議事確認を、下記のとおり改める。

記

1. 「覚書」記1を2に、2を3に、3を4に、4を5に、5を6に、6を7に、7を8に、8を9に、9を10にそれぞれ改める。

2. 記1を次のとおりとする。

1. 法規の遵守

会社は鉱山保安法その他関係諸法令を遵守し、組合は保安に協力する。

3. 記3の(2)に次の項を加える。

(ニ) その他労使双方が必要と認めた場合

4. 記9の(イ)を次のとおり改める。

(イ) 会社は業務上の災害で死亡した組合員の遺族に対し、協定、社内規程に定める弔慰金、香典、団体生命保険金およびその他これに準ずるものを含めて、次の金額を支給する。

扶養家族を有するものが死亡した場合　八〇万円（税込み）

その他のものが死亡した場合　六〇万円（税込み）

この取扱いは、昭和四一年五月一〇日以降業務上の災害で死亡した組合員の遺族に対し支給する。

5. 記9の(ロ)に次の項を設ける。

会社は、業務上の災害で負傷し重度障害を残した組合員に対し、その障害の程度により、次の障害見舞金を支給する。

労働者災害補償保険法施行規則
別表第1の身体障害等級

第1級	一五万円（税込み）
第2級	一〇万円（税込み）
〃 第3級	五万円（税込み）

この取扱いは、昭和四一年五月一〇日以降、当該障害に認定された組合員に対して実施する。

6. 議事確認中の「覚書記1」を「覚書記2」に「覚書記2」を「覚書記3」に、「覚書記3」を「覚書記6」にそれぞれ改める。

昭和四一年五月一〇日

（四一、五、一〇確認）

じん肺協定改訂事項

1. 入院準備金

入院準備金は、二、五〇〇円とする。

2. 退職せん別金

従前協定中の退職せん別金に該当する項目については、給付基礎日額の一〇〇日分とする。

3. 遺族見舞金

従前協定中の遺族見舞金は、昭和四一年五月一〇日付保安に関する覚書記4により改訂した額による。

4. 会社、従労、金業連の三者調印とする。
5. 附属諸覚書等は、従前通り会社、金業連の二者調印とする。
6. その他については従前協定通りとする。
7. 協定期間は、協定成立日（昭和四一年五月一〇日）より一カ年間とする。

以上

① 退職金 一万円

賃金要求 一万円の要求に対して 手当額が余り少い 実質の有る要求をすべきではないか

② 中小企業以下の手当

③ 抜本策に乗るためにはどう出ればよいのか

④ 柳上復元に対する考え方について

⑤80円

会を見て政治的な動きに良かったのか悪かったのか

目の向けかたを誤ったのか

うゆ 7%のかべについて 少くすること

ストに変つたらどうなるのか

○ 1360年代 13次のスプラット計画のアドバルンをあげた。
○ 上位理論が又もはえている

○ 拡散テトの年

今次戦争の特徴と問題点

○ 新しい石炭政策をみす。技術的石炭政策の作業が政府によって進められている過程の異色戦争であるので石炭の考えている枠の中にはめようと云う強い意志があった

○ 鉱炭の増大と、異色不造

○ 大手14社の中で企業格差が増大し単独にあらわれていた、そのことが戦術面なり交渉方式で合けざるを云なかった

大手八社の内で六社 二社、西プロ

○ 六社の中は、
七%のかべをやぶることが出来るかどうかに計の本質があった

○ 現実的グループは3%の問題

○ 到達グループは、異色的交渉に成功はしたが3%の、かべを破ることが出来なかった

7%を破ることも 3%を破ることも本質的に今である

おおのうら

貝島大之浦
炭鉱労働組合機関紙
発行人 坂田 鉄雄
編集責任者 上岡 光夫
福岡県鞍手郡宮田町
菅牟田電宮田124

1966.9.8

新聞報道に対する抗議団交速報

外号

組合抗議団交で新聞報道を追及！

七日付け朝日新聞朝刊に、貝島坑内部門を分離、第二会社移行の方針という見出しで一面には五段抜きで十三面には十段抜きで経過と解説が掲載された、併せて同日夕刊には各社が掲載KBC九州朝日放送も同様の放送が行なわれている。これを見聞した組合員家族は非常に複雑な気持に襲はれ、不安を感じたことは事実であり組合には心配した組合員がことの真相を確かめるため数多く尋ねて来た。しかし労働組合は今日迄、合理化に対する内示も提案をうけた事実もなく新聞報道に大きな不満を感ずるところであり、直ちに執行委員会を開催、新聞報道に対する抗議と真相追及のために団体交渉を開催したところである。

その結果明らかにされたことは別記内容のごとく抜本策の適用をうけるため合理化計画を関係すじに示して折衝していることとは判明したがその時期と具体的な内容は今日に至るも確定していないことが明らかにされた。

今日迄の経過

一、会社は昨年暮より今年にかけて合理化を計画した、その計画は抜本策の関係で今日迄引延されたが組織内には黒いウワサが蔓延、組合員家族を大きな不安におとし入れた。

二、しかし組合は真相を究明しながら二月段階には賃金棚上げ復元を要求して団交を積重ねた。その結果、会社は抜本策が出てから解決したいのでそれ迄待ってもらいたいと回答、組合はこれを不満として不調印の経過となっている。この団交で会社の合理化は抜本策が出た以降と判断した。

三、その後、七月二五日、いわゆる抜本策が答申され八月二六日これが閣議決定された。

四、その間会社は抜本策の適用をうけるため、合理化計画の作業を進めたもようであり、組合はこれを察知した。

五、組合は会社の動向を監視するかたわら炭労、国有化斗争本部と連絡をとりながら会社の一方的合理化をけんせいしてきた、組織内部においては、抜本策の説明と今後のえいきよう等も判断しながら常会を開催して体制確立をすすめてきた。

六、八月六日第三五回臨時総会を開催、炭労の政策斗争の進め方を提案。代議員より、合理化に対する質問がなされたが、合理化は必至の情勢であることを説明更に体制整備の要請をしたところであった。

七、朝日新聞朝刊各社夕刊に掲載された。

団体交渉の内容

団体交渉は午前十一時より第一会議室で行なわれた。

出席者

会社側＝内村常務、渡辺重役、伊藤次長、長尾次長、大山課長、村上、井上課長代理

組合＝坂田組合長外執行部全員

組合＝本日の朝日新聞の朝刊に貝島炭鉱の合理化計画が掲載されている。またラジオでも朝日放送が同様のことを放送している。新聞記事は合理化について、その方向を示唆したものであり、内容が極めて具体的に書かれている。

労働組合としては、掲載した新聞が朝日という代表的な新聞社ということ、更に内容の具体性から判断してこの報導は極めて確実性のあるものと判断せざるを得ない。

しかるに会社は今日まで、労働組合に対して何らの説明もしていない、いわゆるわれわれは「つんぼ桟敷」におかれたまま、本日の新聞報道となった。

よってわれわれは、このような労使の慣行を無視した会社の不避な態度に対し厳重に抗議すると、ともに将来の操業計画、なかんずく合理化計画について会社の明確な態度の表明を要求する。

会社＝三八年十月第五次合理化により二、五坑を分離して再起発足したが、竪坑の赤字が何うしても消えない。

この竪坑の出血（赤字）を何うして喰止めるか、会社は苦慮してきた。とくに、抜本策が出されるので今年の春以来どうすれば良いか検討し努力してきた。そのことは竪坑の出血を喰い止めることが、何よりも抜本策に乗るということであるからである。したがって社外においても意見を聞き、対策をたてるために関係方面に積極的に動いていることは事実である。しかし、何分にも管理炭鉱という複雑な立場にあるのでなかなか結論が出ず、見通しが流動的である。したがって組合に対しても大綱的なことさえもいえない状態だ。会社としても新聞記事には迷惑しているので新聞社の方に抗議をしている。記事の内容は固定化されたものではない。現段階では見通しが極めて流動的であるので、想像をまじえた発表は差控えたい。はっきりすれば直ちに組合に相談する。

（裏面につづく）

組合＝会社がどんな考えをもっても、また、どんな計画をたてても組合の了解がなければ出来ないはずだ。おそらく関係方面に相談にいっても労働組合の意向（態度）を聞かれるはずである。したがって労働組合には新聞等にすっぱ抜かれない以前に説明すべきだ。

会社＝決して組合を無視しているのではなく、いくつもの案をもって関係方面と折衝しているが、情勢が流動的なため見通しがたたずはっきりしたことがいえないのだ。

組合＝いずれにしても新聞に書かれて、こんな馬鹿な話はない。組合員が動揺したら一体何うするのか、早急に会社の考えを明らかにせよ。

会社＝最終結論が出ないと明確にはならないが、今後の経過報告は形にとらわれず組合に報告するようにしたい。

七日付け朝日新聞の内容

内容は炭鉱合理化を数多く経験したものなら常識的に予想されることを書いているにすぎない内容をよくよむと決定的なことや結論は何ら書かれていない新聞記者の感と関係すじからかぎつけたもようを整理して書かれている。

一面には九州御三家といわれた貝島が大之浦鉱業所（竪坑）を分離して第二会社に移す方針で開発銀行、合理化事業団などと折衝している。計画の提案を今月中には組合に正式に提案し早急に実施したい意向であると更に次のようなことが書いてある。

三八年以来の経過として今日迄管理炭鉱として特別融資をうけてやってきたが竪坑の自然条件が悪いため現在でもトン当り六百円の赤字で経営難がつづき坑内部門をどうするか検討していたが地域社会にあたえるえいきょうも考え、第二会社の計画をしたと、実現すると全員を一応解雇して規模を縮少し、再出発するようになる。これに対し関係すじも大綱的な了解したもようと書いている十三面には貝島炭鉱の歴史と筑豊炭田のあゆみと現在の位置付けが説明されている。

解説には閉山第二会社等合理化の場合考えられる労使間の問題点がかかれているしかもこれらはすべて今日迄の合理化の経験のなかから予想してかかれたものである。

例えばもし合理化が提案されたとしたら今後の労使交渉では、第二会社の待遇問題が焦点になる。第二会社の給与は三〇％程度下ろのがこれまでの通例で、貝島の場合も当然金融筋からかなりのベースダウンの要求が予想される。しかし貝島の現行給与ベースは九州の大手鉱の平均を約五千八百円（基準外含み）下回っているため、労組側の反対もかなり強く、第二会社移行がスムーズにいくかどうかのカギになるだろう。

その場合、同鉱は全鉱員の解雇に伴い、総計数十億円の未払い賃金、退職金を支払うため、政府関係融資を望んでおり、政府関係金融機関は労組側の協力を条件にこれに応ずる方針である。したがって労組側があくまで抵抗すれば退職金確保がむずかしくなるおそれがあり、大正鉱の二の舞はしたくないという気持がここでもカセの役割を果し、労組側は譲歩を強いられよう。

ただ再発足後の待遇があまり低いと、第二会社が必要とするだけの鉱員を確保できない恐れもあり、貝島の前途にはまだ難問が多そうだ。この文章からも判るようにすべてが経験と予想から書かれたものである。

今からの心構えについて

団体交渉で明らかにされたように、会社は計画を出して関係すじと折衝はしているが未だ決定はしていない。毎日新聞夕刊に出されているように計画は一つでなく他の計画もあるようだ、しかしいづれにしても合理化が早晩出されそうだということは確定的である。

交渉相手の組合にも相談しないで新聞社にすっぱ抜かれるということは会社の責任であり、その結果会社にどんなえいきょうが起るかは会社が反省すべきである。新聞社がどんな予想を書きたてようと会社は、新聞社と交渉するわけにはいくまい、交渉相手はあく迄も労働組合であり労働組合に提案された時その内容が真実である。貝島が合理化を出し、再建が出来るかどうか？　その鍵は労働者にあるわけだから会社再建の主人公はわれわれであることを自覚しよう。

そして、今後も出されるかも知れない新聞情報に一喜一憂することなくいつ出されてもあわてることなく共通の利益を守るため対処出来る体制を作っておくことが必要だ。

お互いに自分自身を不安におとし入れるような、ウワサを慎しみ共通の要求を組み上げる前向きの話し合いを拡めよう。

おおのうら

員島大之浦
炭砿労働組合機関紙
発行人 坂田鉄雄
編集責人者 上岡光夫
福岡県糸手郡宮田町
青年田電宮田124

1966.9.14

拡大斗争委員会
経過報告速報
号外

13日拡大斗争委員会で情勢報告

合理化は近日中にでそうだ！

――どんと来いの体制が必要――

昨日十三日迄の貝島をめぐる中央のうごきは七日各社新聞にスッパ抜かれて以来、会社は新聞内容（第二会社）の方向で合理化案をまとめようと関係すじに対し活潑な運動を展開している。しかし政府関係すじの態度は労働組合の態度に注目し容易に結論を下すことが出来ない処である

八日炭労ならびに関係すじの要請をうけた組合は二役が急拠上京して炭労とも相談の上、関係すじの動向を調査した、その結果判断されることは、労働組合に抜本策の因果をふくめて合理化に対する取組みを強要しようとするものであり、組合は提案もないのに合理化の取組みを強要するとはもっての外のことである。合理化の提案は、会社、関係者の責任で提案することであり、事前に組合を合理化の土俵に入れるとは、労使間の信義もルールも無視した態度であると抗議した。しかし、今次上京で分析出来るのは会社も必死で合理化を提案すべく努力しており閉山、第二会社という方向で近日中に提案されるものと判断した。

そこで組合は十三日拡大斗争委員会、（居住、職場の分会長で構成）を開催して、中央情勢の報告を行ない組合員家族の要求や意見を求めた処である。

中央情勢報告

一、会社の動向について

会社は先日の抗議団交の席上、組合の追及に対して竪坑の出血（赤字）を防止するための対策としていくつもの案（合理化）をもって関係方面と現在積極的に接衝していることを明らかにしたが、その内容は

1、閉山第二会社方式
2、竪坑の規模を縮少する（第二会社えのワンステップ）
3、露天の第二会社移行（夫々の独立採算性を追及する）のもようである。中でも1、の閉山第二会社方式を最も重点にして、積極的に接衝している。このことは新聞にスッパ抜かれたことからも明白である。

それでは、新聞によって合理化の方向が公表されたにもかかわらず、会社がいまだに組合に対して正式提案をしないのはなぜか？……その理由は

① 関係方面と接衝しているが、内諾が得られない。関係者は労使間でもっと内容をにつめてくるべきだという態度をとっている。

② したがって合理化の前提（裏付）となる資金が確保されていない。

③ 労働組合に提案しようにもこのような状態ではできず、したがって内容をにつめることができない、しかも新聞にはスッパ抜かれてお手上げの状態だ。

※ しかしながら、左記のようないわゆる八方ふさがりの状態とはいえ、一九日には経理審査会が開らかれるし、一日も早く合理化を実施するため連日のように関係方面と接衝をしている。

本日（一三日）入った炭労からの情報によると近日中に労働組合に対して内示をするもようである。その内示の内容は今日までの中央における会社の動向から判断して第二会社方式が最も有力である。

二、関係方面の態度

七日に開らかれた経理審査会の幹事会では労使間でもっと内容をにつめるべきだ（毎日新聞＝井上石炭局長談話）という態度をとっているが、これは労使で話のつかないものをもってこられても迷惑だということであり、いわゆる関係者はボタをかぶらないという意志表示である。

関係者の中でイニシアをにぎる井上石炭局長は二役との対談の中で

1、新聞でいろいろ書れているが私としては管理炭鉱を潰す考えは毛頭ない。

2、会社が再建案（合理化）を出しているが、労使の話合いが全然行なわれずして経理審査会を開くわけにはいかない、関係者にしてみれば迷惑な話だ。

3、19日経理審査会を開くが私としてはその間大蔵省と資金面でのツメ（折衝）をするが、そのためにも労使間で話をにつめてもらいたい。

炭労の態度

中央でも貝島問題を中心にして新聞が報道しており炭労としてもすでに四九回大会で政策斗争の方針を確認しており、いわゆる基本的には反対である。しかしながら今日まで貝島の合理化斗争を指導してきた経緯から判断して経済ベースでの斗いでなく政治ベースに乗せたキメの小かい指導をする。いわゆるケース・バイ・ケース、貝島の組合員に損をさせない指導をする。

拡大斗争委員会の討論のあらまし

情勢報告のあとの質疑討論は、ヤマをつつむ緊迫感が反映して真げんにつづけられた。

合理化はいつ出るのか？内容は、具体的に判らないのか。

合理化はもう出たものと考え組合はそれに対する対策を考えよ、

組合は落着いているが組合員は心配だ組合の方からドント来い任せておけという態度が欲しい。

中央では労働組合がはいらないと合理化（賃金作り）の窓口があかないのではないか、もうこの段階だから態度を出してはどうか。

閉山第二会社の合理化が濃厚だから離職者が出る政府に対し離職者対策の具体的な要求が必要だ、

炭労は秋斗、春斗といっているが貝島の場合当面の問題だこの時、炭労は果して貝島のために力を入れてくれるか？今組合員の気持は退職金合理化後の労働条件、賃金、離職者対策とそれぞれ自分で決めているこれらの要求を結合して明確な態度が欲しいなど多種多様の意見質問が長時間くりかえされた。

これに対し組合より

合理化は本日に至るも未だ提案されていない、しかし情勢は緊迫している。

昨日十二日会社代表が井上石炭局長と面接し合理化を提案する話し合いをしている、その結果は明らかではないが炭労の情報によれば近日中と判断される、退職金、棚上げ、労働条件、賃金、残るも去るも今次合理化は最後の合理化であり、慎重論、性急論いろいろありいづれも、重要な発言だが労働組合の方から合理化に足を突込み、事前に対策を考えると相手に足もとを見られて引き込まれる心配がある。だから不安、動揺もあろうがどんとこい、いつでも斗かえる覚悟はあるという態度が必要だ、しかし組合としては当然考えられる合理化に対しその準備はすすめている会社から出されてもあわてない心構えはしている。出されたならば総会を開催し常会を開催して組合員の意見も充分に聞きながら対処して行きたいと説明して拡大斗争委員会の集約を行なった。

拡大斗争委員会の集約

一、別記、中央情勢報告と本日（十三日）炭労からの報告によると閉山第二会社案による合理化提案は極めて近い日時に提案され相である

二、組合の態度として必要なことは、いつ、どんな提案をうけようと、あわてることなく共通の要求のもとに対処出来る組織の体制強化が必要である。

三、会社は内示、提案という順序で来るだろうが、われわれは内示を出した場合これを追及し正式提案を求めるこの三点を拡大斗争委員会の集約として拡大斗争委員会を終った

※ 18日・日曜日TNCテレビ（十チャンネル）で午前十一時より国有化斗争事務局長多賀谷代議士と、三木通産大臣のエネルギー問題のテレビ討論会が中継放送で行なわれるので組合員、家族の皆さんはテレビを視聴されるよう御願い致します。